



2021年7月19日

埼玉地方最低賃金審議会  
会長 佐野 勝正 殿

## 地域別最低賃金の改正決定に係る意見書

埼玉県労働組合連合会  
議長 新島 善弘  
埼玉県さいたま市浦和区高砂3-10-11  
第1木村ビル2階

日頃の貴職のご活躍に対し敬意を表します。

新型コロナウイルスが依然として猛威を振るい、経済活動にも大きな影響を与えている今日  
状況ではありますが、2021年度の最低賃金の改定については、コロナ禍で経済が後退している  
ときだからこそ「労働者全体の賃金の底上げ」によって、この間失われてしまった景気の回復を図  
るとともに、すべての労働者が「健康で文化的な最低限度の生活を営む」ことができるよう、中  
小企業の経営に特段の配慮をしつつも大胆な引き上げ額を決定することを求めます。

### 1、最低賃金額を大幅に引き上げること

すでに政労使合意の「全国平均1000円をめざす」確認から10年以上が経過したことからも、現  
行の最低賃金額を大幅に引き上げることが求めます。

理由は次の通りです。

#### 1) コロナ禍だからこそ、最低賃金を大幅に引き上げることが必要

経済財政運営と改革の基本方針2021(骨太の方針)では、「我が国の労働分配率は長年にわたり  
低下傾向にあり、更に感染症の影響で賃金格差が広がる中で、格差是正には最低賃金の引上げが  
不可欠である。感染症の影響を受けて厳しい業況の企業に配慮しつつ、雇用維持との両立を図り  
ながら賃上げしやすい環境を整備するため、生産性向上等に取り組む中小企業への支援強化、下  
請取引の適正化、金融支援等に一層取り組みつつ、最低賃金について、感染症下でも最低賃金を  
引き上げてきた諸外国も参考にして、感染症拡大前に我が国で引き上げてきた実績を踏まえて、  
地域間格差にも配慮しながら、より早期に全国加重平均1000円とすることを目指し、本年の引上  
げに取り組む」としています。また、埼玉県の状況では、埼玉県労働組合連合会(埼玉労連)が2021  
年4月に行った、埼玉県内の民間募集時給調査(対象3093件)では、全産業の平均額は1106.5  
円(昨年4月同時期1074.4円・上昇額30.1円)でした。

昨年10月に928円に引き上げられた最低賃金の引き上げ額2円を大幅に上回る水準の上げ幅であ



ることを考えると、コロナ禍においても、特に、運輸業(1,176円・募集件数1位)、医療・福祉(1,157円・募集件数2位)、卸売・小売業(1,040円・募集件数3位)と、エッセンシャルワークといわれる産業で依然として恒常的で深刻な人材不足の状況が続いていることから、人材確保のために市場の時給が上昇傾向にあることが調査結果の推移から推察できます。

また、埼玉県内の各自治体が雇用している非正規職員も、最賃に影響を受けるような水準で働いています。行田市938円、本庄市946円、小川町・長瀬町930円など、自治体でも「最賃さえ守っていればいい」という意識があることが示され、会計年度任用職員の時給が最賃近傍に張り付いています。また、これまでの時給調査から、広域で展開しているチェーン店の募集時給と、地元同業中小企業の募集時給を比較すると、広域で展開しているチェーン店の募集時給は最賃額または近傍額となっていること、中小企業の募集時給は広域展開チェーン店の募集時給額を上回っていることがわかります。

結果として、大手企業による最賃制度を利用しての募集額の調整、自治体による最賃を基準とした非正規職員(会計年度任用職員)の時給を決定しているとうかがえることから、最賃額そのものを大幅に引き上げるべきです。

同時に、「支払い能力論」を解決するための施策として、消費税増税やコロナ禍の中で経営に苦しむ中小企業に対して、大幅引き上げと合わせた有効な支援も必要になります。2014年に成立している「小規模企業振興基本法案」と同時に行われた付帯決議で、小規模企業の負担軽減のための支援策の実現を図ることが決定されていますが、この決議を実行するための埼玉労連の考え方として「最低賃金の改善のため、中小企業支援の拡充を求める提案」をまとめ、昨年の審議会に資料として提出しました。

最低賃金法の根拠となっている憲法25条の、「健康で文化的な最低限度の生活」を保障するためにも、最低賃金の大幅な引き上げと、中小企業に対する有効な支援策の実行を埼玉地方最低賃金審議会として、国に求めることを要求します。

## 2) 都道府県ごとの最低賃金の格差是正も急務の課題

最低賃金の地域間格差が依然として大きいことは重大な問題です。2020年の最低賃金は、最も高い東京都で時給1,013円であるのに対し、最も低い7県は時給792円であり、221円の格差があります。国の人口統計資料(2019年度)をみると、最低賃金の高低と人口の転入出には強い相関関係があり、最賃額の低い地方では、より高い賃金を求めて大都市圏へ若者が移住している実態が示されていますが、埼玉県では東京との最賃格差が人材不足を深刻なものにしています。埼玉と東京の最賃格差は昨年2円縮まったとはいえ、時給で85円の差があり、1ヵ月働くと約1.5万円(173.8時間)の差になります。「埼玉に暮らしていても仕事は東京」という状況を改善するため、今審議会において東京との85円の最賃格差是正を強く求めます。

コロナ禍の中で開催されている今審議会において、最低生計費調査の結果との差、東京との85円の格差を考えるなら、「目安」にとらわれず、時給額1,000円以上の早期実現と、東京との格差を縮める大胆な引き上げの提案が必要です。

今審議会において、東京都との格差を縮める明確な意思表示がされることを期待します。

### 3) 最低賃金の大幅引き上げはコロナ禍からの有効な景気浮揚策

私たちは、国内総生産（GDP）の約6割を占める家計の消費支出を増やすことが景気回復のうえで重要な対策と考えています。その中でも、最低賃金額の引き上げは、景気浮揚策のひとつであることを訴えてきました。最賃の引き上げは非正規の立場で働く多くの労働者の生活を改善し、収入の増加分が消費に回る比率の高い低所得層の購買力を高め、地域から消費を活性化させます。特に長引くコロナ禍によって収入が減少してしまっている非正規労働者の消費購買力を高めることは経済の回復にとって重要であり、GDPの発展と雇用維持・創出の効果をあげることが期待されます。

中小企業にとっても、最賃の引き上げによる賃金改善への具体的支援策のもとで、事業を継続していく環境を確保することができれば、エッセンシャルワークを中心とする人材不足解消のための道筋が開けます。冷え込んだ国内消費を刺激し、地域経済の活性化を図る有効策という視点からも、早期に「健康で文化的な最低限度の生活」ができる水準に最低賃金を引き上げることを求めます。

## 2、最低賃金額は時間額だけでなく、日額および月額表示を復活すること

現在、最低賃金額の表示は時間額のみですが、労働者の就労形態が様々なように、賃金の支払いの形態も様々です。日額賃金で働く労働者は、建設業や委託、下請けの事業に多く見られるとともに、派遣労働者に最低賃金の影響を受ける低賃金階層が多いという事実を考慮すべきです。

最低賃金法は、すべての労働者を対象にしたものですから、その法律にあるように、時間額だけではなく、日額（8時間基準）・月額（1日8時間で20日および21日労働）の表示をすることが極めて合理的で重要です。時短促進の政策と合致させ、矛盾のない表示とすること、つまり時間額だけではなく、日額・月額での表示を行うことが必要です。

以上

## 最低賃金額の水準を検討するための討議資料

埼玉県労働組合連合会

## 1. 埼玉最低賃金の推移

年	度	日額	引上額	引上率	時間額	引上額	引上率	発効日
1995年	平成7年	4,978	110	2.21%	625	14	2.29%	1995年10月1日
1996年	平成8年	5,081	103	2.03%	638	13	2.08%	1996年10月1日
1997年	平成9年	5,191	110	2.12%	652	14	2.19%	1997年10月1日
1998年	平成10年	5,283	92	1.74%	664	12	1.84%	1998年10月1日
1999年	平成11年	5,330	47	0.88%	669	5	0.75%	1999年10月1日
2000年	平成12年	5,372	42	0.78%	673	4	0.60%	2000年10月1日
2001年	平成13年	5,408	36	0.67%	677	4	0.59%	2001年10月1日
2002年	平成14年				678	1	0.15%	2002年10月1日
2003年	平成15年				678	0	0.00%	2003年10月1日
2004年	平成16年				679	1	0.15%	2004年10月1日
2005年	平成17年				682	3	0.44%	2005年10月1日
2006年	平成18年				687	5	0.73%	2006年10月1日
2007年	平成19年				702	15	2.18%	2007年10月20日
2008年	平成20年				722	20	2.85%	2008年10月17日
2009年	平成21年				735	13	1.80%	2009年10月17日
2010年	平成22年				750	15	2.04%	2010年10月16日
2011年	平成23年				759	9	1.20%	2011年10月1日
2012年	平成24年				771	12	1.58%	2012年10月1日
2013年	平成25年				785	14	1.82%	2013年10月20日
2014年	平成26年				802	17	2.17%	2014年10月1日
2015年	平成27年				820	18	2.24%	2015年10月1日
2016年	平成28年				845	25	3.05%	2016年10月1日
2017年	平成29年				871	26	3.08%	2017年10月1日
2018年	平成30年				898	27	3.10%	2018年10月1日
2019年	令和元年				926	28	3.12%	2019年10月1日
2020年	令和2年				<b>928</b>	2	0.22%	2020年10月1日

## 2. 求人情報誌および新聞折り込み求人紙での調査結果

埼玉労連は、県内で配布されている無料の求人情報誌および新聞の折り込み求人紙に記載されていた募集時の賃金額（時間給／下限）を集約した。

※今回は新型コロナウイルス感染拡大防止のための措置として、WEBでの募集も取り入れている。

【収集期間】2021年4月19日(月)～4月26日(月)

【調査対象】求人情報誌（フリーペーパー）、新聞折り込み求人広告、WEB募集

【サンプル数】基本サンプル数3093件(2020年4013件)・・・うち県外4件(12件)、県内58市町

■業種については、日本標準産業分類に基づき、13分類として行った。

農業、林業／建設業／製造業

情報通信業／運輸業、郵便業／卸売業、小売業／金融業、保険業

不動産業、物品賃貸業／宿泊業、飲食サービス業

教育、学習支援業／医療、福祉／生活関連サービス業、娯楽業／その他の産業

(1) 集計結果…… ( ) 内は2020年4月結果

時給…平均 1106.5 円 (1074.4) 最高値 2,580 円 (2580) 最低値 928 円 (926)

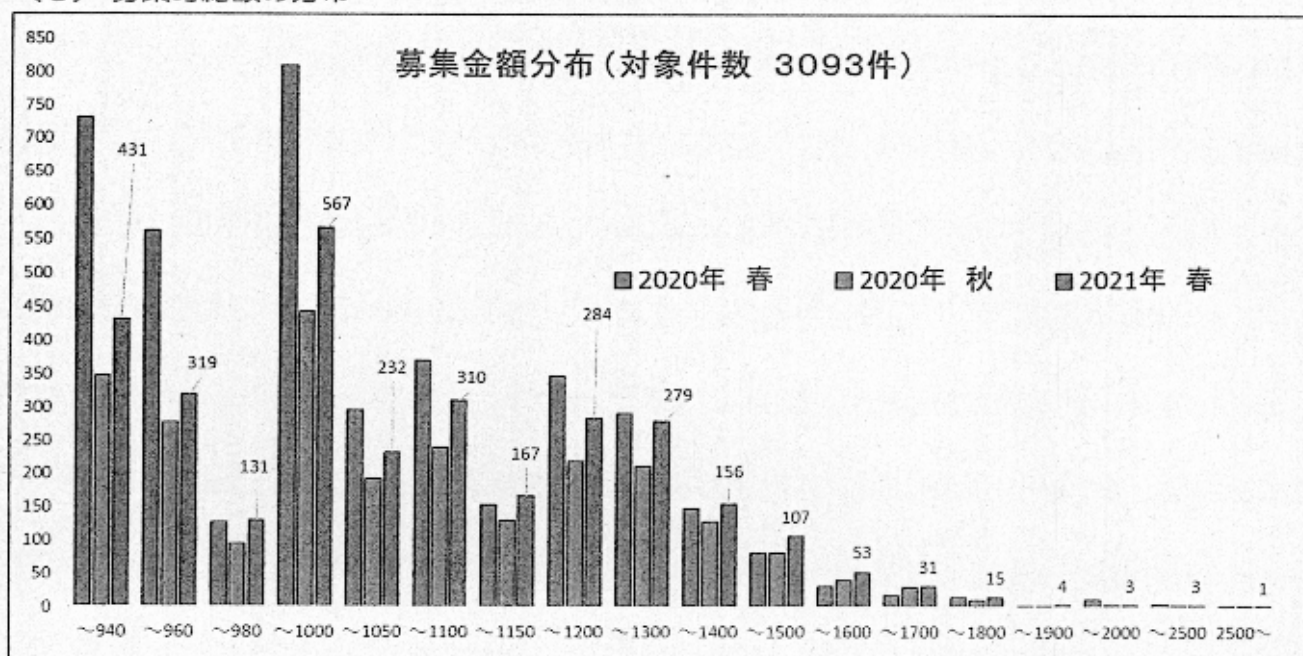
2020年4月比で、平均値 41 円増加、最賃引き上げ額は 2 円。(差額約 39 円)

※2020年10月比では、平均値 33 円増

(2) 業種別集計結果

業種	農業	建設業	製造業	情報通信業	運輸業	卸売・小売業	金融・保険業	不動産業	飲食・宿泊業	医療・福祉	教育・学習	学術・研究	その他	生活関連サービス業	公務	全体
21年	0	14	501	32	623	507	3	5	398	547	28	0	64	371	0	3,093
	0.0%	0.5%	16.2%	1.0%	20.1%	16.4%	0.1%	0.2%	12.9%	17.7%	0.9%	0.0%	2.1%	12.0%	0.0%	100.0%
20年	14	24	711	22	504	553	10	23	440	742	15	0	309	650	0	4,017
	0.3%	0.6%	17.7%	0.5%	12.5%	13.8%	0.2%	0.6%	11.0%	18.5%	0.4%	0.0%	7.7%	16.2%	0.0%	100.0%
平均値	***	1,060	1,146	1,107	1,176	1,040	1,183	1,056	1,011	1,157	1,198	***	1,165	1,040	***	1,107
昨年	930	1,080	1,096	1,303	1,112	998	1,069	1,014	994	1,108	1,231	***	1,131	1,029	***	1,066
増減	***	-20	50	-196	64	42	114	42	17	49	-33	***	34	11	***	41

(3) 募集時給額の分布…

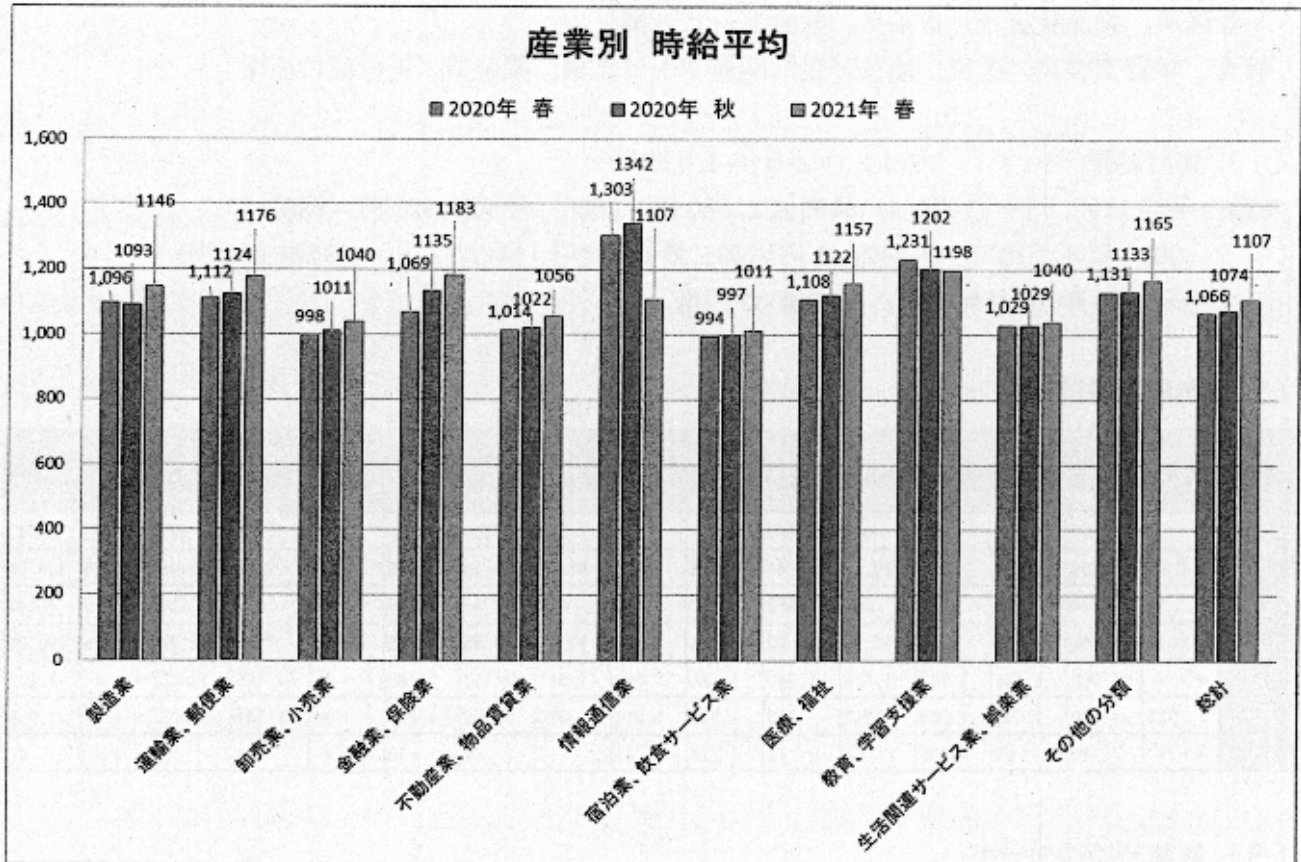


ここ数年の特として、最多募集数が981円～1000円となり、もっとも多く募集されている時給額が1000円となっていることが今回も傾向として示された。一方で2番目に多い時給額は928円～940円であることから、最賃額を基準に時給を調整している企業(業種)もあることが示されている。

(4) 業種別の平均募集時給額

グラフ右が2021年、真ん中が2020年(秋)、左が2020年(春)

①業種別平均賃金グラフ



②業種別平均賃金の特徴

今回の調査では、業種別平均額で1,000円未満は無かった。募集件数の少ない金融・保険業、建設業、不動産業はデータの偏りを否定できないので参考値とする。募集件数の多い運輸業と医療・福祉の2業種が全体の平均額を押し上げる要因の一つとなっている。

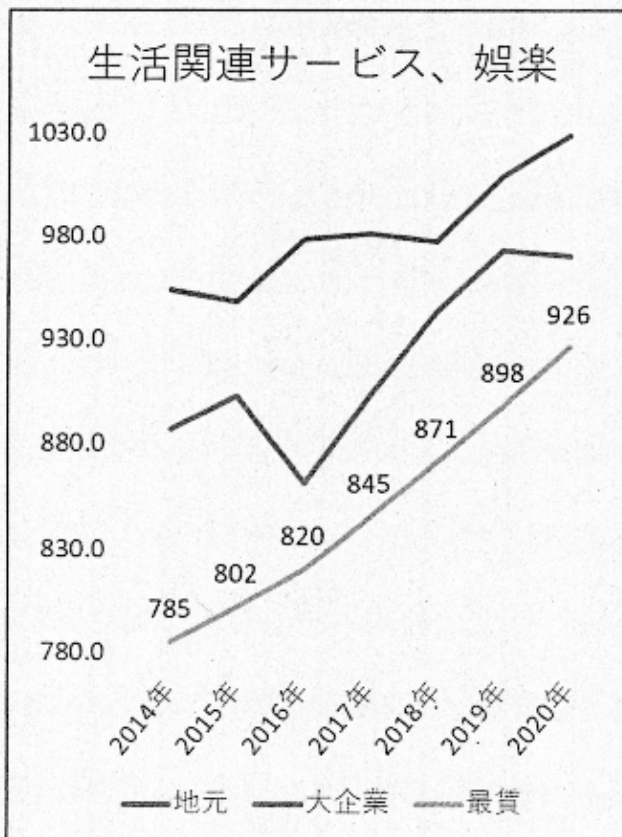
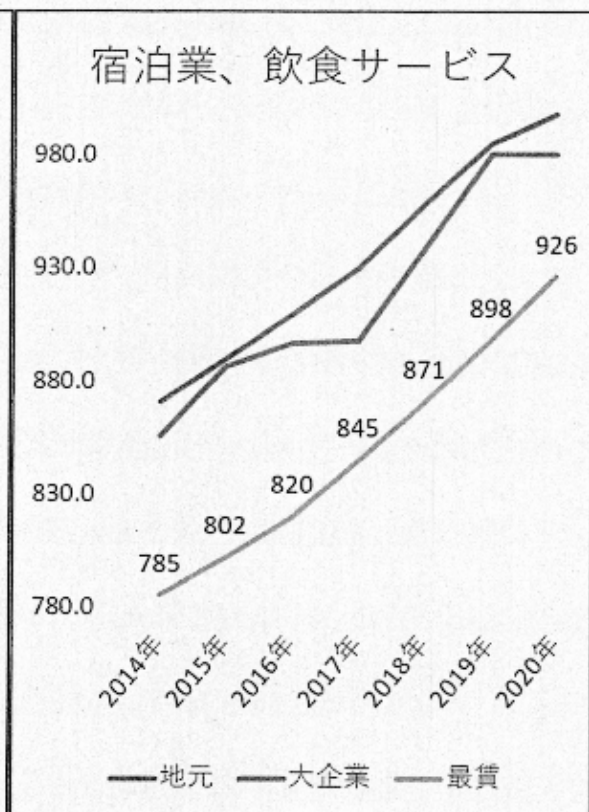
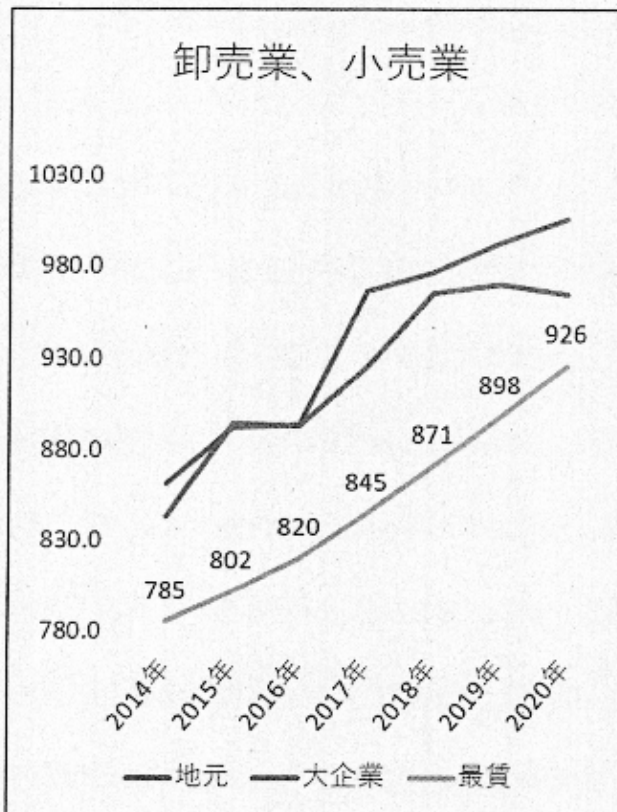
なお、昨年秋の調査でも業種別平均1,000円未満は無かったことから、埼玉県の募集水準は、実質的に全業種平均も業種別平均も1,000円超(東京の最低賃金近傍)になっている。このことから埼玉の時給水準については、東京の最低賃金に少なからず影響を受けていることが見受けられ、改めて最低賃金の地域間格差が課題となる。

③全国チェーンと地場企業の募集比較

調査を開始した2014年以降、多少のバラツキは認められるが、調査対象の3業種(卸売・小売業、宿泊業・飲食サービス、生活関連サービス・娯楽)とも、中小企業の方が時給平均が高いという結果が出ている。また、最賃の上昇に合わせて同じような曲線で増加に推移していることから、3業種では最低賃金の引上げに合わせて募集金額が変動していることも、この間の推移から明らかとなっている。

なお、2021年の調査においては大手企業の募集件数が減少していて調査としては正確性を確保できないことから参考値として除外している。

【大手企業と中小（地元）企業の時給推移】



《参考》

大手企業の募集について

〔卸売・小売業〕

大手スーパー・ドラッグストアー  
(西友、東武、マツモトキヨシ等)

〔宿泊業・飲食サービス〕

外食チェーン  
(スシロー、ガスト、くら寿司)

〔生活関連サービス娯楽〕

(ダスキン、ラウンドワン等)

以上が募集の中心となっている